

事 務 連 絡
令和2年4月14日

関係各位

神戸市港湾局長

神戸市港湾局の勤務体制について

「改正新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づく政府の「緊急事態宣言」が発令され、5月6日までの間、兵庫県が緊急事態措置を実施すべき区域（特定都道府県）として公示されました。

政府の新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針では、特定都道府県は、まずは在宅勤務（テレワーク）を強力に推進することとし、職場への出勤者を7割以上削減する旨の要請が出されました。

神戸市でも緊急事態措置の期間中、在宅勤務を強力に推進することとなり、本日より港湾局においても7割程度在宅勤務の体制となっております。併せて、新型コロナウイルス対策に関連しない対外的な会議や会合の開催、出席は原則として控えさせていただきます。

今後も引き続き、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、迅速な情報提供に努めてまいりますので、ご理解、ご協力を賜りますようお願いいたします。

なお、神戸市のホームページにも新型コロナウイルス関連情報を逐次掲載しておりますので、併せてご確認いただきましたら幸いです。